

令和6年度 課題解決のための専門家派遣実施要領

1 目的

食産業事業者が抱える業務課題解決に向けて、専門家派遣による個別指導を行う。

2 対象

南いわて食産業クラスター形成ネットワーク会員及び県南広域振興局管内の食産業事業者

3 実施内容

以下(1)～(4)のテーマ毎に、専門家派遣を行う。なお、派遣事業者数及び派遣回数は、予算の範囲内で調整する。

(1) マーケティング・商品開発・販路拡大について

① 指導内容

マーケティング、ブランディング、セールスプロモーション等の進め方、モニタリングによる商品開発等

② 派遣専門家

南いわて食産業アドバイザー 金井 育 氏 (萬商相談)

(2) kintone を活用した業務のDX化支援等について

① 指導内容

kintone を活用したDX導入による業務改善支援、ホームページ等を活用した情報発信を行うための基礎知識の説明、自社通販サイトの作成

② 派遣専門家

南いわて食産業アドバイザー 遠藤 靖志 氏 (STYLE EDGE)

(3) 品質管理・衛生管理に係る助言・指導について

① 指導内容

品質・衛生の維持・向上に向けた指導(HACCPの導入・運用を含む。)

② 派遣専門家

地方独立行政法人岩手県工業技術センター 食品技術部 職員

(4) ふるさと納税を活用した販売力向上支援について

① 指導内容

- ・ ふるさと納税を活用した商品力や販売方法のブラッシュアップを支援し、販売力向上に向けた指導
- ・ 総務省のルール改正による新たな地場産品基準に対する指導・アドバイス
- ・ ふるさと納税勉強会の実施

② 派遣専門家

南いわて食産業アドバイザー 登内 芳也 氏 ((株)フロムゼロ)

(5) その他

① 指導内容

(1)～(4)のほか、事業者が希望する指導内容のうち、南いわて食産業クラスター形成ネットワーク事務局が必要と認めるもの。

② 派遣専門家

事業者が希望する指導内容に応じ、適した専門家を派遣する。

4 派遣費用

全て無料とする。

5 申込・派遣決定

・派遣を希望する事業者は、別紙申込書により申し込む。

・事務局（県南広域振興局経営企画部産業振興室観光商業・食産業課）は、申込書の内容を確認し、派遣を決定した場合は、申込者へ通知する。

6 その他

実施内容の詳細については、派遣先事業者、専門家及び事務局において隨時協議し進めていくこととする。